

答 申 第 9 5 号

平成 17 年 8 月 10 日

神戸市人事委員会

委員長 細目正璋 様

神戸市情報公開審査会

会長 佐 伯 彰 洋

神戸市情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について

(答 申)

平成 14 年 12 月 27 日付神人委第 960 号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「平成 9 年度から平成 13 年度の神戸市係長昇任選考の一般行政及び社会福祉区分(A 選考、B 選考、C 選考)の全受験者の勤務評定の素点の一覧(個人が特定・識別できる部分は必要なし。)」の非公開決定に対する異議申立てについての諮問

別紙

答 申

1 審査会の結論

勤務評定一覧を非公開とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

(1) 異議申立人(以下「申立人」という。)は、神戸市情報公開条例(以下「条例」という。)に基づいて、以下の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

「平成9年度から平成13年度の神戸市係長昇任試験における一般行政と社会福祉選考区分において、A選考、B選考、C選考のそれぞれの全受験者のうち勤務評定の素点に係る部分の判別できる文書。(個人が特定・識別できる部分はない)」

(2) 人事委員会(以下「実施機関」という。)は、本件請求に対し、

勤務評定一覧 一般行政 A選考(平成10年度～平成14年度)

勤務評定一覧 一般行政 B選考(平成10年度～平成14年度)

勤務評定一覧 一般行政 C選考(平成10年度～平成14年度)

勤務評定一覧 社会福祉 A選考(平成10年度～平成14年度)

勤務評定一覧 社会福祉 B選考(平成10年度～平成14年度)

勤務評定一覧 社会福祉 C選考(平成10年度～平成14年度)

(から について以下「勤務評定一覧」という。)のうち、個人が識別され若しくは識別されうる部分は除いて、「平成9年度から平成13年度の神戸市係長昇任選考の一般行政及び社会福祉区分(A選考、B選考、C選考)の全受験者の勤務評定の素点の一覧(個人が特定・識別できる部分はない。)」という件名で文書特定(以下「本件公文書」という。)し、本件公文書を非公開とする決定を行った。

(3) これに対し、申立人は、本件公文書の非公開決定の取消し、公開を求める異議申立て(以下「本件申立て」という。)を行った。

3 申立人の主張

申立人の主張を平成14年12月2日付けの申立書、平成15年2月27日付けの意見書及び平成17年7月19日の審査会の陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

神戸市人事委員会から平成14年11月29日付けで非公開決定があったが、非公開の理由として条例第10条第1号、第5号ア及び第5号エに該当することをあげられていた。

条例第10条第1号について個人が特定され得るとの指摘であったが、確かに平成13年度の社会福祉区分C選考は4名の受験者数で特定され得る可能性なしとしないが、同年度の一般行政A選考では357名の受験者数であり、現実の問題として特定され得るのか。条例第10条第5号ア及び第5号エについても、神戸市の情報公開制度に聖域は存在

しない。まして、昨今神戸市職員による不祥事が相次ぎ、指導監督にあたる管理職員の資質が問われている折に、どのような公正で透明性のある評価・制度により、管理職員が選考されているかは重大な市民的関心事である。

もちろん不祥事を行う職員自身の資質の問題もあろうが、組織的・構造的側面もその一因であろうと思われる。その場合問題とされるのは、いわゆる管理職員（幹部職員）の管理能力であり、昨今の市職員による不祥事の連続は幹部職員の無能・無責任にあることは残念ながら指摘せざるを得ない。

神戸市においては筆記考査、勤務評定、経歴評定をそれぞれ総合的に判定している。そのなかの勤務評定の部分については、募集要項には「勤務実績について評価します」とあるだけで、全体の中でいかなるウェイトを占めているか、またどういう基準で評価されているか全く闇の中のヴェールに包まれている。勤務実績については第三者の評価であり、恣意的な部分が介在する余地があり、受験者本人の力ではいかんともしがたい面があることは否定できない。

神戸市人事委員会は、筆記考査、勤務評定、経歴評定のそれぞれの得点・配点を明らかにし、特に勤務評定については、いかなる基準で評定しているか、明らかにすべき社会的責任があると思われる。申立人がこのたび個人を特定しないということで、プライバシーに配慮した形で勤務評定の素点の公開を求めたのも、こういった人事行政の不透明・不明朗を打破し、恣意的な係長昇任選考を廃し、真に有能な職員に対して、幹部職員の道を開きもって市民福祉の向上に資したいという願いからである。

人事委員会の理由書には、勤務評定の素点を公開すれば、上司が適正な評定ができないとか、選考に落ちた者が反感をもつとかおおよそ信じがたいような理由が述べられているが、合理的・科学的に勤務実績が評価されておれば、反感を持つ者等あらわれようもないことである。

人事委員会は、個人が受験者の配列により特定されるおそれがあると主張するが、工夫の仕方により特定されない方法もあるはずである。理由書の中に勤務評定の素点が公開されれば、受験意欲に影響を受けるおそれ云々とあるが、いい加減な勤務評定が闇の中で「人事行政の適正な運営」の名のもとに行われている証拠と推察される。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 15 年 1 月 31 日付けの非公開理由説明書、平成 17 年 4 月 5 日における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 条例第 10 条第 1 号アの該当性について

「勤務評定の一覧」は、「考査番号」、「申込者氏名」、「職員番号」、「所属」、「勤務評定」の各項目により構成されているが、申立人は「本人が識別できる部分は必要ない」としており、申立書の趣旨からも、「勤務評定」以外の項目の公開を請求しているもの

とはいえないことから、「勤務評定」部分に限定して主張する。

「勤務評定」の項目は、申込者である職員の職務遂行に対する評定者（上司）の評価を示すものであり、社会通念上他人には知られたくない情報にあたると思われる。この点、特に申込者が少数である選考区分・選考方法については、「勤務評定」の部分のみを公開したとしても、申込者個人が識別されるおそれがないとはいえない。例えば、社会福祉区分のB選考については、過去5年間受験者が5名から7名で推移し、社会福祉区分のC選考については1名から5名で推移している。また、申込者数が特に少数であるとはいえない選考区分及び選考方法においても、程度の差はあるものの、当該文書における申込者（受験者）情報の配列順などにより個人の特定が完全に不可能であるとはいえない。というのも、当該文書は、全く規則性のない順序で申込者情報が配列されているわけではないことが十分に予測されるところ、当該文書に挙げられている項目中、審査番号や所属等、この配列の基準となり得る情報はごく限られている。例えば、合格者名簿等の入手可能なその他の情報と照合することで個人の勤務評定が識別されることは十分にありうるといえる。したがって、受験者個人の利益を保護するためには、当該文書中「勤務評定」の項目を非公開とする必要があるものと判断する。

以上により、当該文書は条例第10条第1号アにいう特定の個人が識別されうる情報であって、公にしないことが正当と考えられるものに該当し、当該公文書を非公開とするのが妥当であると判断する。

(2) 条例第10条第5号アの該当性について

勤務評定が明らかになれば、職員の中には自己の勤務実績に対してなされた評価を知り、その評価に対して不満を持つ者が現れることが予想される。そうなれば、評定者をしてその評価も被評定者に知られるとの不安を抱かせ、勤務評定の作成に関し萎縮等の結果を招来し、以後係長昇任選考の目的に沿った適正な勤務評定に支障を生じさせると考えられる。勤務評定は、被評定者の勤務実績に対して厳正かつ公正に行われてこそ意義があり、基本的には提出される勤務評定の適正さを信頼せざるを得ない。しかし、評定内容が被評定者に明らかになる可能性を認識した評定者によってなされた評定を受験者の能力判定に加えることが、適正な昇任選考の実施といえるとは到底考えられず、適正な係長昇任選考の実施に支障をきたすものと認められる。

以上により、勤務評定部分を公開することで、試験に係る事務に関し、受験者の勤務実績に関する正確な事実の把握を著しく困難にするものと認められるため、条例第10条第5号アに該当するものとして、非公開とするのが妥当であると判断する。

(3) 条例第10条第5号エの該当性について

勤務評定の素点に係る部分が明らかになることは、職員の昇任選考への受験意欲に影響を及ぼすおそれがないとはいえず、ひいては市組織全体の人事管理に対する大きな損失をもたらすと考える。

さらに、不合格の経験のある職員のなかには、不合格になったのは勤務評定において良い評価を得られなかったためではないかとの憶測から、評定者に対し反感を持つ者が現れることが十分に考えられる。

このように、職員の間根拠のない様々な憶測を生じさせたり、職場の人間関係にトラブルを生じさせたりすることになれば、各職場における日ごろの職務の遂行に関しても支障をきたし、ひいては円滑な人事管理に重大な悪影響を及ぼすことが考えられる。

以上により、当該文書は条例第 10 条第 5 号エの人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を生じるものに該当するものとして、非公開とするのが妥当であると判断する。

5 審査会の判断

(1) 本件申立てについて

勤務評定一覧には、受験番号、氏名、職員番号、所属、勤務評定の素点、以上 5 項目の情報が記録されている。

実施機関は、平成 14 年 11 月 15 日付け公開請求書の趣旨から勤務評定一覧のうち受験番号、氏名、職員番号、所属の情報については請求の対象外とし、勤務評定の素点については「平成 9 年度から平成 13 年度の神戸市係長昇任選考の一般行政及び社会福祉区分（A 選考、B 選考、C 選考）の全受験者の勤務評定の素点の一覧（個人が特定・識別できる部分は必要なし。）」を請求の対象文書として特定し、条例第 10 条第 1 号ア、第 5 号ア及び第 5 号エに該当するとして非公開決定を行った。

つぎに、申立人からの平成 14 年 11 月 15 日付けの公開請求書、平成 15 年 2 月 27 日付けの意見書及び平成 17 年 7 月 19 日の審査会における陳述から、受験番号、氏名、職員番号、所属を、請求の対象外としたことについては争いがないことが認められる。

以上から、本件争点は、勤務評定の素点が記載された本件公文書についての非公開決定処分である。以下、本件争点について検討する。

(2) 本件公文書の条例第 10 条第 1 号アの該当性について

実施機関の事情聴取により、勤務評定一覧が選考区分（一般行政（A 選考・B 選考・C 選考）社会福祉（A 選考・B 選考・C 選考））ごとに受験番号、氏名、職員番号、所属、勤務評定の素点の項目が受験番号順に記載されているものであることが認められた。

一方、当該係長昇任選考の最終合格者については、最終合格者名簿として、別途市職員に周知されていることが認められた。最終合格者名簿には、選考区分（一般行政（A 選考・B 選考・C 選考）社会福祉（A 選考・B 選考・C 選考））ごとに受験番号、氏名、所属の項目が合格者の受験番号順に記載されている。そうすると、受験者からすれば最終合格者名簿を取得することによって、本件公文書と最終合格者名簿を照合す

れば、各々の合格者の素点は類推することが可能であると考えられる。

ここにいう合格者とは、第一次考査の科目である筆記考査、勤務評定及び経歴評定、第二次考査である論文及び口頭試問を経て合格した者であるが、勤務評定の素点は、平素の職務遂行能力や執務態度、加えて係長級の職員に要求される能力について評価したものであり、社会通念上、他人には知られたくないと思うことが通常と認められる情報であるといえる。

以上から、本件公文書は特定の個人が識別されうる情報であり、公にしないことが正当であると認められる情報に該当する。

つぎに、不合格者についてであるが、受験者間では誰が受験していたかは容易に知りうる情報であり、これに加えて本件公文書と最終合格者名簿と照合すれば、各々の不合格者の素点は類推することが可能であると考えられる。

以上から、不合格者の勤務評定の素点についても、上記合格者と同様に他人には知られたくないと思うことが通常と認められる情報である。よって、本件公文書は特定の個人が識別されうる情報であり、公にしないことが正当であると認められる情報に該当する。

よって、本件公文書は条例第 10 条第 1 号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

なお、実施機関は、本件公文書を非公開と決定した理由として、条例第 10 条第 5 号ア及び第 5 号エに該当することもあげているが、この点については、上記のとおり条例第 10 条第 1 号アに該当すると判断した以上、当審査会としては判断しない。

(3) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成 14 年 12 月 27 日	-	* 諮問書を受理
平成 15 年 1 月 31 日	-	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 15 年 2 月 27 日	-	* 異議申立人から非公開理由説明書に対する意見書を受理
平成 15 年 3 月 28 日	第 152 回審査会	* 審議
平成 15 年 6 月 24 日	第 155 回審査会	* 審議
平成 15 年 11 月 10 日	第 164 回審査会	* 審議
平成 16 年 1 月 27 日	第 167 回審査会	* 審議
平成 16 年 6 月 8 日	第 169 回審査会	* 審議
平成 16 年 9 月 10 日	第 173 回審査会	* 審議
平成 17 年 1 月 11 日	第 175 回審査会	* 審議
平成 17 年 4 月 5 日	第 178 回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由を聴取 * 審議
平成 17 年 5 月 27 日	第 179 回審査会	* 審議
平成 17 年 7 月 19 日	第 180 回審査会	* 異議申立人から意見を聴取 * 審議
平成 17 年 7 月 29 日	第 181 回審査会	* 審議